

法人役員の旅費等の支弁規程

この規程は、社会福祉法人萌芽の森めばえ保育園（以下「園」という）の役員が、園の運営にかかる会議等の招集を受けまたは園の用務の目的として、園から旅行依頼を受けた場合における旅費等の支弁について、定めることを目的とする。

第1条 園の理事会開催を目的に招集をかけた場合に、会議出席のために生じる費用について、園は次により当該費用を負担する。

- (1) 役員が公共交通機関を利用して旅行する区間については、その実費を負担する。
- (2) 前項以外の費用については、園の会計の支出予算の範囲をもって、定額による費用弁償を行うことができる。
- (3) 前号に定める費用弁償の定額は、次のとおりとする。
ただし、県内在住法人役員 1回 2000円 年間 6000円、
県外在住法人役員 1回 4000円、年間 12000円を限度とする。

第2条 園の役員が、園の用務を目的として旅行依頼を受けた場合に、当該旅行に要した費用については、職員の旅費支給規程に定める理事長および園長・副園長相当額の旅費を限度として、園の負担により支弁する。

2. 前項による旅行が、施設経営にかかる目的の用務処理である場合においても、前項の規程を準用する。

第3条 職員であって園の役員を兼務するものについては、次の各号に定める場合は、この規定は適用しない。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

附 則

1. この規定は平成29年4月1日から施行する。
この規程は平成31年4月1日から施行する。